第1章

「石見銀山遺跡とその文化的景観」の 評価・審査をめぐって

「石見銀山遺跡とその文化的景観 | の評価・審査をめぐって

文化庁記念物課 主任文化財調査官 本 中 眞

平成19年6月23日から7月2日まで、ニュージーランドのクライストチャーチにおいて開催された第31回世界遺産委員会(以下、「委員会」という。)では、日本が世界遺産一覧表への記載を推薦していた「石見銀山遺跡とその文化的景観」(以下、「石見」という。)に関する審査が行われ、委員会の諮問機関であるイコモス(国際記念物遺跡会議)の「記載延期」の勧告が「記載」へと改められた。ここでは、私見を交えつつ、上記の変更の経緯について述べるとともに、今後の課題についても触れることとしたい。

1. イコモスによる「記載延期」の勧告

A 評価書に示された指摘事項と勧告案

イコモスは、「石見」の評価書において、①資産の真実性・完全性の保持の状態をはじめ、②比較研究の深度、③顕著な普遍的価値に関する証明の熟度、④保存管理の状況等の4分野に関し、計22項目もの多岐にわたって極めて厳しい指摘を行い(別表)^{注1}、その結論として世界遺産委員会に対し以下のような勧告を行った。

締約国が、鉱山における技術の発展及び適用のみならず、技術変換・経済的影響力・文化交換の観点から、自らの地域外に対し重大な影響をもたらした資産として、本資産が顕著な普遍的価値を潜在的に表しているか否かについて把握し、当該採掘事業が地域内に与えた全般的な影響についてさらに十分な分析を行う時間を確保できるようにするために、世界遺産委員会に対し、「石見銀山遺跡とその文化的景観」の考察について延期することを勧告する。

同時に、観光計画及び遺跡の情報提供に関する整備計画を実施するとともに、歴史的構造物の保全事業を継続しつつ、登録推薦書に示された管理体制を実施することに、十分留意するよう勧告する。

さらに、浸害しつつある樹叢に対して地下遺構の強化を図り、水質汚染の分析を推進するために、詳細な考古学上の戦略を進展させるよう勧告するとともに、新自動車道及び可能性のある陶土採掘に取り組む上での戦略を採択するよう勧告する。

イコモスは、同種遺産との比較研究など調査研究が未熟であるとして、世界遺産委員会に対して「石見」の世界遺産一覧表への記載に関する審査を留保し、記載の可否に関する審議を延期するよう勧告したのである。この勧告案は、『世界遺産条約履行のための作業指針』(以下、『作業指針』という。)第168項に基づき、第31回世界遺産委員会の開催6週間前に当たる平成19年5月12日に、推薦国である日本国政府に通知された。

B 勧告案が作成された過程

さて、ここでイコモスの勧告案が通知される以前に、イコモスにより実施された資産の 審査過程についてまとめておこう。

推薦書の提出 まず、日本国政府は平成17年9月末日に世界遺産一覧表への記載推薦書の暫定版(仮推薦書)を世界遺産センターに提出し、『作業指針』に定める書式に合致しているか否かについて事前審査を受けた。同年10月25日に日本国政府に通知された結果には、書式を満たしてはいるものの、比較研究に関する内容がやや希薄である旨の指摘が含まれていた。そのため、推薦書本文とは別に付属資料として比較研究に関する文書を添付することとし、平成18年1月4日に世界遺産センターを通じて世界遺産委員会に推薦書の正式版を提出した。

現地調査 その後、推薦書は世界遺産センターからイコモス本部へと送られ、同じアジア・太平洋地域に属するオーストラリアから、平成18年10月17日~21日の間にイコモス会員で建築の専門家であるダンカン・マーシャル氏が現地調査に来日することとなった。

「石見」の現地調査は、調査員本人の提案により、従来の日本の推薦資産のそれとは全く異なる方法で実施された。連日の現地調査の終了後に約1~2時間の室内会議が行われ、事前に送付された約119項目にわたる質問書に基づき、現地踏査に照らして一問一答が繰り返された。価値証明の基礎を成す発掘調査の質・量が適切であるのかをはじめ、真実性・完全性の観点から資産及び緩衝地帯の範囲が妥当であるのか、比較研究の対象とすべきアジア及び日本国内の鉱山遺跡が網羅されているのか、資産に負の影響を与える可能性のある諸要素への対策が適切であるのか、などの質問事項について、我々は資料を提示してかなり詳細に説明した。これらの資料については、調査員の求めに応じて本人に直接手渡し又は調査終了後に郵送するとともに、確実を期してイコモスの本部にも送付した。しかし、それらは世界遺産センターを通じて正式な公文書として提出したものではなかったためか、最終的にイコモスの評価書に正確に反映されなかった可能性がある。

「追加情報(Additional Information)」の提出 現地調査が終了した後の平成18年12月中頃に、イコモス本部から、中央アジアを含むアジア地域の鉱山遺跡との比較研究資料について「追加情報(Additional Information)」を求められたため、期限として示された平成19年1月15日までに提出した。我が国がこの「追加情報」において示した結論は、追加的な事例説明を踏まえつつ、「石見」と比較の対象となり得るような調査成果が豊富な鉱山遺跡の事例は存在しないということであった。

産業遺産の専門家集団からの報告書 イコモスが世界遺産委員会に対して提出する資産の評価書及び勧告案を作成するに当たっては、「世界遺産パネル」と呼ぶ委員会の下に、イコモスの会員による現地調査の報告書のほか、イコモスに常置の学術委員会の中から当該資産が属する分野の委員会に依頼して作成された報告書や、イコモス以外の専門家集団に依頼して作成された顕著な普遍的価値の評価について言及した報告書などをも踏まえ、総合的な判定の下に合議で行うこととされている。特に、イコモスは産業遺産に関して従来から国際産業遺産保存委員会(TICCIH)と連携して調査研究を実施しており、「石見」の評価・審査に当たっても国際産業遺産保存委員会の意見を求めたのはほぼ確実である。ヨーロッパの産業遺産の専門家には、ヨーロッパで起こった産業革命の技術が、いかに世界の各地に影響を与えたかが産業遺産の重要な評価指標であるかのように考える傾向があ

るように思う。「石見」は、産業革命の技術が日本に到来する以前に、アジアの伝統的な精錬技術と日本的な生産システムとが合体することにより世界的な産銀量を達成した銀山なのであり、ヨーロッパの指標では評価しきれない側面を持っていた。憶測で判断するのは危険だが、「石見」は国際産業遺産保存委員会(TICCIH)に属するヨーロッパの専門家の評価指標には直ちに合致しない鉱山遺跡であったとも推測できる。

C 「補足情報(Supplementary Information)」の作成・送付

世界遺産委員会に対するイコモスの「石見」に関する評価書及び勧告案が日本国政府に通知された5月12日以降、我々は直ちにその内容の吟味を行い、指摘事項に対する「補足情報(Supplementary Information)」の作成に取りかかった。世界遺産の審査に当たっては、価値に関する学術的な考察が不可欠であり、偏りのない正確な情報提供が求められる。したがって、我々は評価書に示された計4分野、22項目もの指摘事項の一つ一つについて精緻で詳細な情報を整理・提示することが、「石見」の顕著な普遍的価値が正確に評価され、世界遺産一覧表に記載される上で不可欠であると考え、英文で約110ページにも及ぶ「補足情報(Supplementary Information)」を作成することとしたのである。繰り返し言うが、ここに示された情報の大半は、既に推薦書に記載した事項又は現地調査時に提示した情報の域を出るものではない。あくまで、我々は「石見」の価値について確認を促す観点から、「補足情報(Supplementary Information)」を作成したのであることを強調しておきたい。

2. 「記載延期 | から「記載 | へ

A 世界遺産委員会の「記載 | 決議

委員会における「石見」の審査は、6月28日午後における審議の冒頭から始まった。通常の審査時間を大きく上回り、約50分を要して慎重な議論が行われたが、最終的に委員国の「記載」への合意が形成され、「石見」は世界遺産一覧表に記載されることとなった。 委員国から出された意見は、概ね以下のようなものであった。

- ①自然との共生にも十分配慮した鉱山経営が行われていた点は高く評価すべきであり、 「石見」の顕著な普遍的価値の一端を十分に表している。
- ②鉱山遺跡のみならず、鉱山町や輸送のための道、搬出の拠点となった港・港町などを 含め、多様な土地利用の諸要素が複合し、森林にも覆われた文化的景観としての評価 が適切な資産である。基準iii)、v)以外に、iv)に基づく評価も可能ではないか。
- ③アジア地域から最初の鉱山遺跡の推薦案件であり、世界遺産一覧表を豊かにする上で 「石見」の記載は大きな意義がある。
- ④イコモスが求める比較研究の実施は現実に不可能な部分を含んでおり、推薦国に求め るのは合理的でない。

以上の議論を踏まえ、委員会は以下の決議文を採択し、「石見」を世界遺産一覧表に 「記載」することを決定した。

(1)基準ii)、iii)、v) に基づき、顕著な普遍的価値を持つ文化遺産として世界遺産一覧表に記載する。

顕著な普遍的価値 石見銀山は、前近代のアジアにおいて銀採掘の発展を先導し

た。それは、中国・韓国から伝わったアジアに固有の精錬技術を発展させ、16世紀の人力技術に基づき日本に固有の小規模労働を集約的に集積する手法により、良質の大量銀の生産を達成し、以て東西世界の価値の交換に貢献した。

採掘・精錬に関する考古学的遺跡、集落、防御施設、輸送のための街道・港湾から成る比類のないアンサンブルは、銀鉱山活動に関する特有の土地利用を表している。銀鉱石の枯渇に伴って生産は終焉し、豊かな自然環境とともに鉱山遺跡は残され、銀鉱山に関連して発展した良好な文化的景観を形成した。

- 基準ii) 16~17世紀初頭の「大航海時代」には、石見銀山の銀生産は東アジア 及び欧州の貿易国と日本との間における重要な商業的・文化的交流を生み出し た。
- 基準iii) 日本の金属採掘と生産における技術的発展は、小規模な労働集約型経営に基づく優れた運営形態の進化をもたらし、それが採掘から製錬に至る技術の全体を包括するまでに至った。また、日本の江戸時代における政治・経済活動の鎖国状態は、欧州の産業革命において発展を遂げた技術の導入を遅らせることとなった。このことは、商業的に価値を持つ銀鉱石の枯渇と連動して、19世紀後半には伝統的技術に基づくこの地域の鉱山活動を停止させ、結果的に豊富で良好な状態の下に考古学的遺跡を遺存させた。
- 基準v) 選鉱から製錬に至る鉱山の遺跡、街道、港など、石見銀山遺跡において価値を損じることなく遺存してきた銀の鉱山経営に関わる豊富な痕跡は、今やその広い範囲が再び山林の景観に覆われてしまった。その結果、「残存する景観(relict landscape)」は銀生産に関わって長く人々が生活してきた集落などの地域を含み、顕著な価値を持つ歴史的土地利用の在り方を劇的に証明している。
- (2)提案された管理措置の実施、観光及び資産説明に係る計画の完了、歴史的建造物の保存事業の継続に注意を払うことを勧告する。
- (3)①樹木の浸食からの地下遺構の保護及び水質汚染の調査を進めるためのより詳細な考古学的(発掘調査)計画の推進、②新たな自動車道と陶土採掘のための計画の策定を勧告する。
- (4)関係締約国及び諮問機関と協働しつつ、石見銀山遺跡及び域内の他の鉱山遺跡のテーマ別研究の実施を要請する。

B 「記載延期」から「記載」への背景にあるもの

こうして「石見」は「記載延期」から「記載」へと改められたわけだが、これに関連する特記事項として、以下の4点を挙げておこう。

学術的側面からの「補足情報(Supplementary Information)」の提供 委員会終了後における国内報道の一部には、今回の「記載延期」から「記載」への変更は日本の外交力によるものであり、いわば「力」でねじ伏せたのではないか、などとする論調が見られた。もちろん、変更に向けた説得活動は、委員会の開催前及び開催中の様々な機会を利用して、外務省及びユネスコ日本政府常駐代表部を中心に文化庁をも含め、委員国の代表や専門家に対して継続的に行われたのであり、そこで示された日本の外交の力は大きかったと思う。

だが、その力を十全に発揮することができたのは、少なくとも「石見」に関して見る限り、イコモスの指摘事項に対して学術的な観点から、正確な「補足情報(Supplementary Information)」を提示したからに他ならない。

5月12日以降の1ヶ月という短期間に、我々は島根県教育委員会、大田市教育委員会と綿密に連携しつつ、一つ一つの指摘事項に対する論点の整理と、追加的に提示すべき図面・写真その他の情報の整理に努めた。その成果が、先にも述べた英文110ページにも及ぶ「補足情報(Supplementary Information)」なのである。そのようなきめ細かで的確な情報提供が行われたからこそ、世界遺産委員会の委員国の専門家たちは、「石見」が登録されることを是認したのである。しかも、その情報源は、島根県教育委員会と大田市教育委員会が永年にわたって実施してきた「石見」に関する学術的な調査研究の賜なのであり、それを背後から指導・助言し続けた石見銀山遺跡調査整備委員会の底力を示すものでもあった。そのような基盤がなければ、「記載延期」から「記載」への変更はあり得なかったことを強調しておきたい。

調和の取れた評価の視点の必要性 「石見」の世界遺産一覧表への記載に決め手となっ たのは、「自然と共生してきた鉱山」であることが認められたからだ、との指摘がある。 確かに「石見」では銀鉱山である仙ノ山の「柵の内」の森林伐採を禁じ、精錬に必要とさ れた薪炭材を周辺の地域から順番に調達する輪番制が定められていたから、「自然と共生 してきた鉱山」であることは確かである。しかし、それは「石見」が持つ顕著な普遍的価 値の一端を表す事象にすぎない。「石見」の顕著な普遍的価値は、日本に西洋の近代的産 業技術がもたらされる遥か以前の16世紀から17世紀に、アジアに独特の「灰吹法」という 精錬技術を導入・発展させるとともに、小規模生産を集約的に蓄積する日本的な手法の下 に、世界の輸出銀の約3分の1をも占める大量の銀生産を達成したことにある。さらに、 銀鉱山遺跡のみならず、銀山の争奪に関わる政治的背景を示す防御施設としての山城跡や、 銀鉱石及び物資の輸送のための道・港湾施設、鉱山経営と輸送に淵源して現在もなお生 活・生業が営まれている鉱山町や港町など、銀生産に関わる一連の土地利用の在り方を示 す諸要素が不足なく資産を構成している点にも顕著な特質がある。輪番制に基づき周辺地 域から薪炭材を調達するなどの独特の森林経営システムも、鉱山経営に関わる日本的手法 の一つに数えてよい。つまり、西洋の産業革命が生み出した革新的技術ではなく、アジア 地域に固有の採掘・精錬の技術・手法が世界的な産銀量をもたらしたという点と、採掘・ 精錬に関わる文化的景観の視点からの価値評価が不可欠の資産なのだということである。 これらの点は、委員会が決議した基準ii)、iii)、v)の適用説明に全て言い尽くされている。

「自然と共生してきた鉱山」というキャッチフレーズを掲げ、理解しやすい点に絞って 価値を訴えるという戦略は、短期間での説得活動において効を奏したというべきであろう。 「わかりやすさ」は、相手を説得する上での重要な鍵であるからだ。しかし、それはあく まで価値の一部に過ぎないのであって、価値の総体についての衡平な翻訳を欠いては「石 見」の価値を正確に評価したことにはならない。

「見る目」のある人が「その目」で見ないと評価できない資産 「見る人」が「その目」で見なければ、価値が見えてこない資産がある。「石見」はそのような部類に属する資産なのだと思う。先述のとおり、島根県教育委員会及び大田市教育委員会は長期間にわたって「石見」の調査研究を実施し、その成果を内外に公表してきた。その過程では、多くの

国内外の鉱山及び考古学関係の研究者・専門家を招聘し、フォーラムやシンポジウムを開催するなど、市民とともに「石見」の価値を共有する努力を継続してきたはずである。そのような外国人研究者の一人に、イギリスの鉱山考古学の専門家で、イコモスの世界遺産コーディネーターを長く務めたヘンリー・クリア博士がいた。

彼は、元奈良国立文化財研究所長で石見銀山遺跡調査整備委員会の委員長である田中琢氏とも旧知で、平成8年9月に行われた「石見」のフォーラムにおいて世界遺産の観点から「石見」をつぶさに実地調査したほか、後述するように平成17年6月に開催された「鉱山遺跡の顕著な普遍的価値と保存管理に関する専門家国際会議」においても、議論を先導しつつ、「石見」が持つ顕著な普遍的価値の整理に大きく貢献した。彼はイギリスの著名な考古学者であるとともに、世界遺産の専門家であり、彼の目を通じて「石見」の価値は世界的水準に耐え得るものであることを確かにしたわけである。ヨーロッパの中でも産業革命発祥の地であるイギリス人の彼が、産業革命で開発された技術の世界各地への影響を産業遺産の価値評価の強力な指標と見なし、各地域に継承された伝統的な採掘・精錬の技法を正確に評価せず、その結果残された遺跡の独特の性質・価値を見抜く視点を持っていなかったならば、おそらく「石見」は世界遺産の推薦候補にまではなれなかったであろう。「石見」は、そのような広い視点を持った専門家が、正確な実地見聞に基づいて判断しなければ、価値が見えにくい資産であったといってよい。

このたびの世界遺産委員会の参加者の中には、「石見」は考古学的遺跡と文化的景観の両面からの価値評価が不可欠な資産であり、双方の視点を持つ専門家でないと正確な評価ができないであろうと指摘した専門家がいた。文化的景観の専門家である彼は、「石見」が文化的景観の見本としての性質を持つことから、基準iv)の適用も必要なのではないかと指摘した。彼の指摘には、われわれが推薦書において示した価値評価の視点とやや異なる点が含まれてはいるが、今後、十分考慮すべきものであると思う。

価値証明に十分な情報提供とは? イコモスの評価書を正確に読めば自ずと判ることだが、イコモスは「石見」の顕著な普遍的価値を否定したのではない。その潜在的可能性を十分認めつつ、価値証明のためにさらなる調査が必要だと指摘したのである。論点は、提出した推薦書及び追加情報において、価値証明に足る調査成果が明示されたのか否かということである。イコモスは、「石見」が採掘・精錬技術の発展の側面から、地域内において果たした先駆的な役割を証明するためには、さらなる発掘調査と比較研究によって、「石見」に伝わった採掘・精錬技術がどのように発展し、どのような過程を経て国内の他の地域に影響を及ぼしたのかについて、証明することが必要だと結論づけた。しかし、われわれは、推薦書において、地形測量及び実地踏査から得た地形判読の成果と、最小限の面積の下に地点を厳選して実施した精度の高い発掘調査の成果とを比較・照合することにより、大陸から伝わった採掘・精錬技術が「石見」において独特の発展を遂げた事実について既に明示していると反論した。また、比較研究については、アジア地域における鉱山遺跡の調査研究が未熟な現状に鑑み、これ以上、精度の高い比較研究を行うのは不可能であり、一締約国にそれを求めるのは過度の要求以外の何者でもないとした。

今回の委員会では、イスラエルが実施した「エルサレムの旧市街地」のモスク門階段部分における改修の在り方をめぐって、発掘調査がもたらす功罪に関する議論があり、価値を証明する物証の明示に有効な手段ではあるが、無計画に行われると価値の損失を招くこ

とになりかねないことが指摘された。また、「石見」の比較研究に関しても、実際に不可能な調査を過度に求めるのは不合理だとして、イコモスの比較研究に対する考え方を批判する意見が相次いだ。このように、価値証明のための発掘調査の熟度はいかにあるべきか、比較研究をどこまで行うべきか等の点について、イコモスを含め委員会内での合意形成は未だ達成されないままにある。

3.「石見」が残した課題

「石見」が残した課題は少なくない。最後に以下の5点について整理し、本稿の結びと したい。

A イコモスの審査の傾向

新規登録を抑制しようとする傾向の影響 平成12年以降、世界遺産委員会は世界遺産一覧表への資産の新規記載を抑制する方針を採択し、平成16年以降は年間の新規記載に係る審査件数に上限を設けるなど、その傾向を強めつつある。これに伴って、イコモスの審査傾向が以前にも増して厳格化しており、今回の「石見」の審査についても、そのような審査傾向の影響を受けていたことは確実である。さらに、産業遺産の分野に属する鉱山遺跡はアジアのみならず世界各国に通有に見られるのみならず、特にヨーロッパで起こった産業革命の遺産に関する評価視点の影響を受けやすく、「石見」の正確な価値評価に負の効果をもたらした可能性は否定できない。今後、特に産業遺産を世界遺産一覧表に記載推薦する場合には、以上の点について十分考慮する必要があろう。

どこまで比較研究を求めるのか? 一般に、価値評価の基盤は、同種資産との比較研究に基づき、世界的な観点から当該資産の特質を明確化することにある。したがって、精度の高い比較研究は不可欠であるとされる。しかし、先述のとおり、少なくとも現時点においては、調査成果が豊富で、「石見」との比較考量が可能なアジアの鉱山遺跡は確認できない状況にある。そのような状況下にあっても、なおイコモスは推薦国に対して比較研究を執拗に求めた。委員会決議には、イコモス・関係国の協働の下に調査研究を進めることを要請する旨の勧告が付されたが、本来、締約国が資産の推薦に当たって行う比較研究とイコモスが世界的な観点から行うテーマ別調査研究とは性質を異にするものである。したがって、今後、日本が委員会決議に付された勧告を履行するに当たっても、イコモスとの役割分担を明確にしつつ、「石見」の顕著な普遍的価値を補強する立場から調査研究を進めるとの姿勢が重要である。

基準ii)の適用の在り方 イコモスは、「石見」の評価書において、世界遺産一覧表への記載基準ii)は、ある一定の地域における特定の意匠・技術の発展が、他の地域に対して顕著な影響を及ぼしたと判断できる場合に適用できるとの見方を示した。「石見」の場合、「灰吹法」という独特の技術が他の地域に与えた影響について証明できる可能性が低く、したがって基準ii)やv)に比較して基準ii)の適用の可能性は極めて低いことを表明したのである。確かに基準ii)の文言からは、単に経済的な価値の交換における地域間の影響の程度ではなく、建築・科学技術・記念碑・都市計画・景観設計の観点から、一定の期間内における価値の交換及び地域内における価値の交流について評価しようとする基準であることが読み取れる。つまり、鉱山遺跡の場合には、採掘の理念・伝統の側面における価値の交換・交流が証明できない限り、基準ii)は適用できないことになる。ならば、

採掘された銀鉱石が貨幣へと姿態を変え、流通することによって生み出された東西世界の価値の交換については、世界遺産の観点からどのように評価すべきなのであろうか。現時点においては、基準iii)の下に、独特の採掘技術を示す無二の事例であるが故に、大量の産銀量を達成し、以て東西世界の多大な価値交換を生み出したことを証明する以外に、価値交換の側面における「石見」の影響を評価する方途はないと言うことになる。

B 国際的な合意形成を踏まえた登録推薦-専門家国際会議の開催

先述のとおり、「石見」に関しては推薦書提出に先立つ平成17年6月に専門家国際会議を開催し、鉱山遺跡の顕著な普遍的価値の評価及び保存管理の在り方について、国内外の専門家間における共通理解に努めた^{造2)}。この会議で合意された事項に基づき、推薦書に明示すべき「石見」の顕著な普遍的価値、世界遺産一覧表への記載のために適用すべき基準と適用の説明などを最終的に作成したわけである。推薦資産の表題を「石見銀山遺跡」から「石見銀山遺跡とその文化的景観」へと改めたのも、この会議における指摘を踏まえてのことであった。このように、国内外の専門家による事前の合意形成には、十分な努力を尽くしたはずであった。

しかし、今回の評価書と勧告が示すように、実際にはイコモスと我が国との間には、価値評価に関する大きな見解の相違があった。それを埋める作業は容易ではないが、相互理解と合意形成のために、今後、様々な機会を持つ努力が必要ではないかと考えている。

C 「推薦したものがすべて記載されるわけではない」という認識の醸成

新規記載に係る審査件数に上限を設けるなど、記載を抑制しようとする現在の傾向が、果たして適切であるのか否かについて、さらに深い検討が必要である。顕著な普遍的価値の評価対象となる資産の裾野は広がりつつあり、それに伴って新規推薦件数が増加するのは至極当然のことであるからだ。しかし、他方で委員会は、同種資産の中から世界的観点に基づき代表的又は典型的な事例を選択し、当該資産の顕著な普遍的価値を厳密に定義しようとする姿勢を堅持しており、推薦国の評価視点が常にそれに合致するとは限らない。これまで、日本が世界遺産一覧表への記載推薦を行った文化資産については、すべてイコモスが「記載」を勧告し、それに基づいて委員会が「記載」を決定したものばかりであったが、今後は「推薦したものがすべて記載されるわけではない」という認識を広く醸成していくことも必要かも知れない。

D 日本の鉱山遺跡をどのように評価するのか?

委員会の決議に付帯して要請されたイコモス・関係国の協働の下に行う調査研究では、 アジア地域における同種資産との比較研究を進めつつ、代表性・典型性の観点から複数国 の資産の統合をも視野に入れた検討が必要となる可能性もある。しかし、その前提となる のは、まずは日本国内の同種資産間における比較研究を深化させ、アジアに特有の技術の 伝播の過程にも十分配慮しつつ、資産の選択・統合の視点を持つことであろう。「石見」 の顕著な普遍的価値を補強する立場から調査研究を進めるとしても、このような視点は避 けて通れないのではないかと考えている。

現在、日本は「平泉 - 浄土思想を基調とする文化的景観」の世界遺産一覧表への記載を 推薦しており、平成19年8月26日~30日にイコモス調査員による現地調査が行われたとこ ろである。また、「富岡製糸場と絹産業遺産群」(群馬県)、「富士山」(山梨県・静岡県)、 「飛鳥・藤原の宮都とその関連遺産群」(奈良県)、「長崎の教会群とキリスト教関連資産」 (長崎県)をはじめ、我が国の世界遺産暫定一覧表に記載されている文化資産についても、 今後、推薦に向けた作業を進めていく過程では、イコモスの審査を受けることとなる。こ れらの資産の審査に当たっては、「石見」で得た教訓を踏まえ、今後ともイコモスに対し て適切に情報提供を行うなど、可能な限りの手段を尽くして記載に向けた努力を行う必要 があると考えている。

なお、本稿は『月刊文化財』(第一法規出版) 平成19年10月号に掲載された同名の論考 に、紙幅の関係で掲載できなかった項目を新たに加えて完成させたものである。

- 注1 イコモスが作成した評価書・勧告案(英文)の詳細については、ユネスコ世界遺産センターのホームページ(http://whc.unesco.org)を参照されたい。
- 注 2 月刊文化財平成18年 2 月号、第一法規出版

イコモスの指摘事項の概要

		大森銀山地区の周囲の山林が資産範囲に含まれていない。		
	港湾や集落の範囲が不十分	温泉津地区の着岸地点(船着き場)が資産範囲に含まれていない。		
①完全性· 真実性	特に街道は真実性が断片的	後世の掘削により、当時の路面が失われている部分については、 史跡に指定できないため、資産範囲から除外している。		
	採掘活動の盛期における集落 の建築群に関する情報が不十分	集落建築の多くは採掘活動の盛期以後のもので、それらの真実 性は低い。		
②比較研究	同一の地理的文化圏に属す る他の鉱山遺跡との比較研究 が不十分	中央アジア・東アジアの鉱山遺跡との比較研究が見られない。		
	「灰吹法」の特質と資産と の関係に関する証明が不十分	「灰吹法」の日本への伝来、国内における進展の経緯、古来 洋で知られている精錬方法との関係などに関する記述の証拠が されていない。		
③価値証明		基準ii) 一つの文化圏及び全世界において、当該銀山遺跡が時代を超えてどのように人類の価値の重要な交換を表してきたのかを証明する詳細な物証が示されていない。		
	顕著な普遍的価値の証明が 不十分	基準iii) どのように希少性が高く、少なくとも消滅してしまったある文化的伝統及び文明を証する例外的な物証であるのかについて証明するために、さらなる調査研究が必要。		
		基準v) 伝統的な集落及び自然との相互関係を表す顕著な事例であることを証明するために、採掘活動がどのように顕著な景観を形成したのかについて明らかにする調査研究が必要。		
	鉱山活動による汚染	潜在的な危険要素である鉛・亜鉛、カドミウム等の重金属に関する現在の水準が示されていない。		
	集落の空家化	集落の保全及び地域社会の活性化・持続性の観点から課題。		
	樹木根の遺構に対する影響	浸害しつつある樹叢に対して遺構(地下遺構・石積擁壁)の強(を図ること。管理方針・経過観察の手法を示すこと。		
	近代構造物	コンクリート造の埠頭・船揚場など、港湾には近代的な改変 認める。		
	陶土採掘	緩衝地帯におけるリスクに対し、戦略を示すこと。		
④資産への 影響	自動車道路	追加情報の提供が必要。		
	建築物・構造物の修理・修復	温泉津地区には崩壊の危険性のある建築物がある。鞆ケ浦地区の建築物は修理が必要。街道の石段等の修理が必要。石積遺構の経過観察も必要。		
	経過観察	登録推薦書に示されている楽観的な経過観察ではなく、さらい 積極的で定期的な経過観察の計画を策定すること。		
	発掘調査計画	価値証明とも関連して、今後の発掘調査に関する戦略が必要。		
	意思決定過程	意思決定の総合化及び効果に関し、運営調整の方法が複雑っていることに若干の懸念がある。また、管理体制が登録後いてのみ機能することとなっていることについても懸念がある		
	観光計画	集客及び収容力に関する管理、交通及び周遊に関する管理を め、適切な観光管理に関する戦略を策定すること。		
	森林計画	森林景観に対する自然的変化をどのように管理し、採掘に関する化石景観の正しい理解にどのような変化をもたらすのかについて、考え方を示すこと。		
	その他の問題	電線・電柱等による悪影響、気候変動による海水面の上昇、地 震に対する危機管理について考え方を示すこと。		

世界遺産一覧表に文化資産を登録する場合の評価基準

世界遺産委員会の定める「世界遺産条約履行のための作業指針」に次のとおり規定されている。

- 第77節 本委員会は、ある資産が以下の基準(の一以上)を満たすとき、当該資産が顕著な普遍的価値(段落49-53を参照)を有するものとみなす。
 - i)人間の創造的才能を表す傑作である。
 - ii) 建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えた、ある期間にわたる価値観の交流又はある文化圏内での価値観の交流を示すものである。
 - iii) 現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承 する物証として無二の存在(少なくとも希有な存在)である。
 - iv) 歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、或いは景 観を代表する顕著な見本である。
 - v) あるひとつの文化(又は複数の文化)を特徴づけるような伝統的居住形態若しくは陸上・海上の土地利用形態を代表する顕著な見本である。又は、人類と環境とのふれあいを代表する顕著な見本である。(特に不可逆的な変化によりその存続が危ぶまれているもの)
 - vi) 顕著な普遍的価値を有する出来事(行事)、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または実質的関連がある(この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい)。
 - vii)最上級の自然現象、又は、類まれな自然美・美的価値を有する地域を包含する。
 - viii)生命進化の記録や、地形形成における重要な進行中の地質学的過程、あるいは重要な地形学的又は自然地理学的特徴といった、地球の歴史の主要な段階を代表する顕著な見本である。
 - ix) 陸上・淡水域・沿岸・海洋の生態系や動植物群衆の進化、発展において、重要な 進行中の生態学的過程又は生物学的過程を代表する顕著な見本である。
 - x) 学術上又は保全上顕著な普遍的価値を有する絶滅のおそれのある種の生息地な ど、生物多様性の生息域内保全にとって最も重要な自然の生息地を包含する。